

伊豆市森林整備変更計画書

計画期間

〔 自 平成29年4月 1日
至 平成39年3月31日 〕

(変更 平成30年3月9日)

静岡県
伊豆市

はじめに

伊豆市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が策定する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

なお、本計画の対象となる森林は、県が定める伊豆地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、伊豆地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

＜目 次＞

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第1 森林整備の現状と課題	… 1
1 伊豆市の概要	
2 森林の概要	
3 森林を取巻く環境	
4 伊豆市の将来像	
5 総合計画を受けた森林・林業の施策の方向	
第2 森林整備の基本方針	… 1
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	… 5
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	… 5
第1 伐採に関する事項	… 5
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	… 5
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3 保育・間伐に関する事項	… 6
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 要間伐森林に係る通知	
4 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	… 6
1 作業路網の整備に関する事項	
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	… 6
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	… 6
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	

第7	その他森林整備に関する必要な事項	… 7
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	林業機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	… 7
第1	森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	… 7
1	森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2	森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2	鳥獣による森林被害対策の方法	… 7
1	鳥獣害防止森林区域の設定	
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
3	その他の鳥獣に関する森林被害対策の方法	
4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	
第3	林野火災の予防の方法	… 8
第4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	… 8
第5	その他必要な事項	… 8
1	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2	その他	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	… 8
第1	保健機能森林の区域	… 8
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	… 8
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	… 8
1	森林保健施設の整備	
2	立木の期待平均樹高	
第4	その他必要な事項	… 8
V	その他森林の整備のために必要な事項	… 8
第1	森林経営計画の作成に関する事項	… 8
1	森林経営計画の記載内容に関する事項	
2	一体整備相当区域	
第2	生活環境の整備に関する事項	… 9
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	… 9
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	… 9
第5	住民参加による森林の整備に関する事項	… 9
1	地域住民参加による取組	
2	上下流連携による取組	
第6	その他必要な事項	… 9
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	
2	森林の土地の保全に関して留意すべき事項	
3	土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4	環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項	
5	公有林の整備に関する事項	

- 6 良好な森林景観の形成に関する事項
- 7 環境に配慮した森林整備
- 8 野生鳥獣狩猟者の育成
- 9 食肉販売先の確保
- 10 森林認証の取得

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第 1 森林整備の現状と課題

1 伊豆市の概要

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 森林の概要

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 森林を取巻く環境

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

4 伊豆市の将来像（第 2 次伊豆市総合計画 2016～2025）

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

5 総合計画を受けた森林・林業の施策の方向

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第 2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 森林整備の基本的な考え方

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 地域の目指すべき森林の姿

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

(2) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表 1-6～9 のとおり設定する。

表 1-6 区域設定の基本方針

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

表 1-7 地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
修善寺 地域 54~130 林班	○	○					伐期の 延長	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上を目指す森林	4,264.07
	○	○		○			長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び快適環境形成を發揮させる森林	7.28
	○	○			○		長伐期	自然公園区域及び生活環境保全林において景観が良好な保健文化機能の高い森林を目指す	238.21
中伊豆 地域 131~231 林班	○	○					伐期の 延長	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上を目指す森林	4,827.30
	○	○	○				長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止を目指す森林	772.09
	○	○	○	○			長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止及び快適環境形成の發揮を目指す森林	0.37
	○	○		○			長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び快適環境形成を發揮させる森林	18.37
	○	○		○	○		長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び景観が良好な保健文化機能の向上、快適環境形成を發揮させる森林	2.39
	○	○			○		長伐期	自然公園区域において景観が良好な保健文化機能の高い森林を目指す	1,065.13
	○	○	○		○		長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止を目指す森林	68.14
天城湯ヶ 島地域 232~322 林班	○	○					伐期の 延長	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上を目指す森林	6,124.58
	○	○	○				長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止を目指す森林	57.76
	○	○		○			長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び快適環境形成を發揮させる森林	27.02
	○	○			○		長伐期	自然公園区域及び生活環境保全林において景観が良好な保健文化機能の高い森林を目指す	598.74
	○	○		○	○		長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び景観が良好な保健文化機能の向上、快適環境形成を發揮させる森林	3.13

土肥 地域 1～53 林班	○	○				伐期の 延長	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上を目指す森林	2,995.34
	○	○	○			長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止を目指す森林	268.75
	○	○	○		○	長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び景観が良好な保健文化機能の向上、下流域の災害防止を目指す森林	52.26
	○	○			○	長伐期	自然公園区域において景観が良好な保健文化機能の高い森林を目指す	612.48
	○	○		○	○	長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び景観が良好な保健文化機能の向上、快適環境形成を発揮させる森林	1.08
	○	○		○		長伐期	適正な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上及び快適環境形成を発揮させる森林	3.87

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-8 森林の区域（機能別）

区 分		森林の所在	面積 (ha)
木材等生産機能 維持増進森林		別添一覧及び図面のとおり	22,008.36
公益的 機能別 施業森 林	水源涵養機能 維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	22,008.36
	山地災害防止/土壌保全 機能維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	1,219.37
	快適環境形成機能 維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	63.51
	保健文化機能 維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	2,641.56

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-9 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	別添一覧及び図面のとおり	0.00
伐期の延長	別添一覧及び図面のとおり	18,211.29
長伐期	別添一覧及び図面のとおり	3,797.07
合計		22,008.36

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な間伐を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-10 のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-10 のとおり定める。

表 1-10 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採方法は間伐とする。 ・間伐率はおおむね 40%以内とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。
森林の区域	別紙のとおり 【面積 3,884.60 ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採方法は、原則として間伐とし、間伐率はおおむね 50%以内とする。ただし、竹林にあって樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができる。 ・皆伐した場合の更新方法は、郷土樹種であって、対象森林に適した広葉樹等の優良な母樹が存在し、更新が確実に見込まれる場合は、天然更新によるものとする。なお、必要に応じて更新補助作業を行う。天然更新が見込まれない場合には、郷土樹種であって対象森林に適した広葉樹等を植栽するものとする。 ・さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、

	継続的な竹の除去を行う。 ・こうした施業により、単層及び過密化した森林を、活力のある多 様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。
森林の区域	別紙のとおり 【面積 62.91ha】

(3) 竹林の取扱い

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第 3 森林施業の合理化に関する基本方針

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 森林施業の共同化の促進

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

II 森林整備の方法に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2～4 号及び第 6～8 号 並びに第 3 項第 1～3 号)

第 1 伐採に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

1 伐採の方法

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 標準伐期齢

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 その他必要な事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第 2 造林に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 3 号)

1 人工造林に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 天然更新に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
- 第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 1 保育の作業種別の標準的な方法
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 3 要間伐森林に係る通知
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 4 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
- 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
(法第10条の5第2項第8号)
 - 1 作業路網の整備に関する事項
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
(法第10条の5第2項第6号)
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
 - 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第6号）
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第 7 その他森林整備に関する必要な事項（法第 10 条の 5 第 3 項第 1 号から第 3 号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 林業機械の導入の促進に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

（法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号）

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第 2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 その他の鳥獣に関する森林被害対策の方法

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第3 林野火災の予防の方法

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 その他

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 立木の期待平均樹高

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第4 その他必要な事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

V その他森林の整備のために必要な事項 (法第10条の5第3項第4号)

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 一体整備相当区域

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第2 生活環境の整備に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

1 地域住民参加による取組

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 上下流連携による取組

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

第6 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

5 公有林の整備に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

6 良好な森林景観の形成に関する事項

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

7 環境に配慮した森林整備

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

8 野生鳥獣狩猟者の育成

平成29年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

9 食肉販売先の確保

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

10 森林認証の取得

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり

別紙

基幹路網の整備計画

平成 29 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり